

調布市競争入札参加者心得

調 布 市

平成 20 年 4 月

注 意

- 1 物品の買入れその他の契約及び工事請負及び設計・測量・地質調査の委託等の競争入札参加資格審査申請書を受審された方は、資格審査の上、競争入札参加有資格者名簿に登録されます。
- 2 競争入札参加有資格者名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られますが、必ずしもすべての方が指名されるとは限りません。
- 3 入札に参加する場合は、この心得をよく読んでから参加してください。
- 4 心得第2条第1項に該当となった場合は、原則として入札に参加する資格が取り消されます。
- 5 心得第3条の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められたときは、最高3年間入札に参加できないことがあります。
- 6 契約に関して贈賄等の不正行為により起訴された場合その他不誠実な行為があった場合は、市の定めるところにより最高2年間入札に参加できないことがあります。
- 7 この心得で、電子入札システムとは、東京電子自治体共同運営電子調達サービスを用いて入札に関する事務を処理することをいいます。
- 8 この心得で、電子入札案件とは、電子入札システムにより処理する契約案件をいいます。

調布市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の買入れその他の契約（工事請負及び設計・測量・地質調査の委託など）の締結について、調布市（以下「市」という。）が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明した場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認又は指名競争入札の参加者の指名は、市において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第3条 競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当することにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第4条 競争入札の参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したときは、当該入札の参加を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積もる契約金額（単価による入札にあたっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札の公告（以下「公告」という。）又は指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債	政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
地方債	
銀行が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行の支払保証	その保証する金額
前各欄に掲げるもののほか、市長が確実と認めるもの	市長が適正と認めた金額

2 入札参加者は、国債又は地方債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をなし、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提供に代えることができる。

3 入札参加者は、銀行の支払保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により、納付しなければならない。

2 会計管理者は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落

を理由として契約締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、公告又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合には、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第9条の2 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前の場合は、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
- (2) 入札中の場合は、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。
- (3) 入札が電子入札案件の場合は、入札締切日時までに、電子入札システムにより辞退届を送信するものとする。

- 3 入札を辞退した者が、それを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第9条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）の上、封をして、あらかじめ公告又は指名通知において示された日時及び場所において、市職員の指示により入札箱に投入しなければならない。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。

また、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を同封しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券であるときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件においては、電子入札システムの入札書（以下「電子入札書」という。）に必要な事項を入力し、あらかじめ公告又は指名通知において示した入札締切日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

また、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を入札締切日時までに、契約担当者等に持参又は郵送により提出しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券であるときも同様とする。

- 3 第1項の入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ、期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により代理人が入札を行う場合においては、当該入札書に必ず委任者並びに代理人の住所、氏名を記入してそれぞれ押印するものとする。
- 5 入札参加者は、市が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めたときは、その指示するところにより積算内訳書を提出しなければならない。

（入札書の書換え等の禁止）

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第11条の2 次の各号のいずれかの事由に該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

- (1) 天災
 - (2) 広域的又は地域的停電
 - (3) 電子入札システムの障害
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められるとき。
- 2 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する行為を行ったおそれがあるとき等、入札を公正に執行することが困難であると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。
- 3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、電子入札案件の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行い、当該入札事務に関係のない市職員の立ち会いのもとに行う。

（入札の無効）

第13条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しないもの
- (4) 予定価格を事前に公表して行った入札において、予定価格を超える金額でした入札
- (5) 入札書（電子入札案件にあっては、電子入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (6) 電子入札書に記名又は押印に相当する電磁的記録がなされていない入札
- (7) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

- (8) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (9) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (10) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (12) 電子入札システムの不正利用又は電子証明書の不正使用により行った入札
- (13) 一定の金額で価格を表示していない入札
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- (15) 明らかに連合によると認められる入札
- (16) 市が積算内訳書の提出を求めた場合において、積算内訳書を提出しない者がした入札又は提出された積算内訳書が作成に当たり指示された事項に違反しているもの
- (17) 前各号のほか、特に指定した事項に違反した者の行った入札

(落札者)

第14条 工事及び物品の買入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事、製造その他の請負の場合においては、次条及び第16条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第15条 工事、製造その他の請負の競争入札の場合において、市が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格の設定)

第16条 工事、製造その他の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度の入札)

第17条 開札時、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。ただし、再度の入札に参加することができる者がいないとき及び予定価格を事前に公表して行った入札については、再度入札は行わない。

3 再度の入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該

入札が第13条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

4 第1項の規定にかかわらず、電子入札案件において再度入札を行うときは、入札書の締切日時及び開札場所等を速やかに入札参加者に通知する。

(再度入札の入札保証金)

第18条 前条の規定により再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に係りのない市職員がくじを引く。

3 第1項の規定にかかわらず、電子入札案件において落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記入したくじ番号によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

(入札の結果)

第20条 開札時、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

2 電子入札案件において落札者があるときは、第1項の規定にかかわらず、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、電子入札システムにより入札参加者に通知する。この場合において、落札者となった者には電子入札システムにより落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第21条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）を作成し、記名押印のうえ、図面、仕様書及び内訳書を添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、市において必要があるときは、あらかじめ、公告又は指名通知において指示するところにより伸縮することがある。

3 前2項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 市は、契約書の提出があったときは、市長が当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第22条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ、公告又は指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書を徴する。

(契約の確定)

第23条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は市長と落札者の双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第24条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

- (1) 契約保証金の全部を納めないこととした場合においては、契約の確定後
- (2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、請書の提出後

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を会計管理者に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供をもって入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第25条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第26条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、市に帰属する。

(契約保証金)

第27条 落札者は、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）の提出前に納付しなければならない。ただし、次の各号の掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 物品の売払契約で、売払代金が既納されるとき。
- (3) 公告又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第28条 第6条及び第25条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金の納付は、前項の規定によるほか、担保として公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の支払保証を提供することをもってこれに代えることができる。この場合においては、第6条中の銀行の支払保証に関する規定を準用する。

(履行保証保険証券の提出)

第29条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（契約保証金の納付方法）

第30条 契約保証金は、市の発行する納付書により、契約書（契約書の作成を省略する場合に合っては、請書）の提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

（利札の還付）

第31条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

（議会の議決を経なければならない契約）

第32条 工事又は製造の請負で予定価格が1億5,000万円（物品の買入は、2,000万円）以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年調布市条例第17号）の定めるところにより調布市議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

（異議の申立）

第33条 入札をした者は、入札後、この心得、函面、設計書、仕様書、現場説明資料、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第34条 この心得に明記のない事項及び解釈については、市契約担当者の指示による。

2 第1条に規定する競争入札のほか、市が行う見積合わせについてこの心得の規定を準用する。